

II 特定事業を実施する方への留意事項

1 特定事業について

(1) 特定事業

開発行為や宅地造成等において、当該事業区域外から搬入した土砂等で埋立て等を行う場合が対象となる（当該事業区域内の切土・盛土で土工工事を実施する場合は対象外となるが、隣接地であっても外部から搬入すれば対象となる。）。このうち土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000 m²以上の事業が特定事業に当たる。

(2) 特定事業区域

特定事業区域の面積は、土砂等の埋立て等の用に供する区域の面積のことを指し、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所の面積は含まない。

(3) 特定事業期間

特定事業の期間は、3年を超えて申請することができない。また、期間を延長する場合には、事前に変更を申請した上で、許可を得る必要がある（ただし、延長の期間は、1年以内に限られる。）。

(4) 事業規模の変更に伴う特定事業許可

事業規模を変更し、3,000 m²以上とする場合は、県条例の許可対象となるため、事前に県の許可を得る必要がある（既に市町条例の許可を受けている事業区域を拡張する場合は、市町と県とで調整の上、申請の方法について案内する。）。

2 特定事業の実施にあたって

(1) 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市町教育委員会に事前に確認する（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）。

(2) 特定事業を実施する区域（土地）内に青道や赤道がある場合（公図で確認する。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようなものか等について、市町に事前に確認する。

(3) 特定事業を実施する区域（土地）が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手續等について、市町農業委員会に事前に確認する。

(4) 特定事業を実施する区域（土地）が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、特定事業実施予定地を管轄する環境森林（管理）事務所に事前に確認する。

(5) 事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を事前に確認する（事務所は特定事業を管理しうる範囲に設置する。）。

(6) その他施行規則第7条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係する許認可等について、事前に確認する。

(7) 宇都宮市、足利市、鹿沼市には、宅地造成等規制法の規制区域があるので、この区域内では、造成後が宅地（農地、山林、公共用地（道路、河川等）以外の全て）になる場合は、宅地造成等規制法の許可が事前に必要である。

(8) 1,000 m²以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要である。

- (9) 上記以外の法令の規制対象となり、当該法令において許認可等の取得が必要な場合には、併せて当該許認可等を事前に取得する。

3 使用材料等

- (1) 砕石や砂利は、土砂等には含まれないが、土砂等の埋立てと併せて埋立てに利用する場合には、全体として土砂条例の規制対象となるため、土砂条例に基づき、構造の安定性を確保する必要がある。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、埋め立てることができない。
- (3) 不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌を特定事業場内に搬入することは認めていない。
- (4) 産業廃棄物である建設汚泥に中間処理を加えた後の物（以下「建設汚泥処理物」という。）を埋立て材として再生化した製品は、処分を引き受けることで料金が受け取れる建設残土と競合することから市場競争力に乏しく、特に「改良土」や「再生土」と呼ばれるもののうち、単に化学的処理で脱水しただけの建設汚泥処理物については、余剰分を処分するために有価偽装取引する事例が見受けられる。売買の形式を取っていたとしても、実質的に処分費に該当するほかの金銭等の授受があることで、逆有償の取引に該当すれば、廃棄物の処分に該当するので、取引や利用に際しては十分注意する必要がある。

4 土砂等搬入届の事前提出について

土砂等を搬入する前に、必ず土砂等搬入届を提出すること。

県では、土砂等が実際に搬入される前に、土砂等発生元証明書に記載のある現場責任者等に対して、工事の状況等について、原則として電話等により確認を行っているほか、状況により、発生元の現地確認を行うこととしている。

5 その他

- (1) 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに作成する必要がある。一時たい積場から土砂等を搬入する場合は、原則として、一時たい積場に持ち込む前のおおもとの採取場所について作成された土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書が必要となる（詳細は、別紙「一時たい積場からの特定事業地への土砂等の搬入について」を参照）。
- (2) 農地法の5条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要である（農地転用の許可申請書の写しは必要。）。
- (3) 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。
- (4) 特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、特定事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。

特定事業許可後におこなうこと（注意書）

1 標識の掲示等（土砂条例第 20 条）

- ①土砂等の埋立て等に関する標識（別記様式第 15 号）を掲示。
- ②特定事業区域と区域外との境界を明らかにする表示を行う（許可前現地調査時に杭等で明示しているものをそのまま設置しておくこと）。

特定事業
施工中

2 関係書類の縦覧（19 条）

申請書や届出書等の知事に提出した書類の写しと土砂等管理台帳（別記様式第 10 号）を周辺住民や利害関係者に対して縦覧に供する。

3 土砂等の搬入の届出（16 条）

必ず土砂等を搬入する前に届出すること。

必要書類（申請の手引き p17 の 5 を参照）を添付し、土砂等搬入届（別記様式第 7 号）を提出。

なお、いわゆる改良土の搬入については、廃棄物処理法上問題がないことを確認する必要があるので、必ず事前に余裕をもって相談すること。

土砂等
を搬入
するとき

4 変更届出（15 条）

土砂等搬入届提出により、申請書に添付した「特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に変更がある場合には、特定事業変更届（別記様式第 6 号）を提出（基本的に土砂等搬入届と併せて提出）。

5 搬入車両への表示（20 条の 2）

土砂等搬入車両の見やすい箇所に規則第 14 条の 2 で定める内容を表示（申請の手引きの参考③を参照）。

6 土砂等管理台帳の作成（17 条 1 項）

採取場所ごとに一日当たりの搬入量等を土砂等管理台帳（別記様式第 10 号）に記載。

7 土砂等の量等の報告（17 条 2 項）

6 月経過日から 2 週間以内に特定事業状況報告書（別記様式第 12 号）に土砂等管理台帳の写しを添付して報告。

8 水質検査などの実施及び結果報告（18 条 1 項・3 項）

- ①水質検査試料を採取して検査（実施できない場合は地質検査）。なお、試料採取には所管の環境森林（管理）事務所が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。
- ②特定事業水質検査等報告書（別記様式第 14 号）で 6 月経過日から 2 週間以内に水質検査等結果を報告。

搬入
開始日
から
6 月
ごと

※ 1 : 許可内容（申請書内容）から変更を行う場合には手続が必要になるので、必ず事前に相談すること。

9 休止の届出 (22条1項・2項)

- ① 休止後の土壌の汚染、土砂等の飛散流出等による災害の発生防止措置を講ずる。
- ② 2月以上休止する場合は、休止する前にあらかじめ特定事業廃止（休止）届（別記様式第17号）を提出。

休止する
場合

10-1 完了の届出 (21条1項)

特定事業完了届（別記様式第16号）を提出。

10-2 土砂等の量の報告 (17条2項)

特定事業状況報告書(別記様式第12号)に土砂等管理台帳の写しを添付して、特定事業完了届と併せて提出。

完了日
から
15日
以内

※2：許可内容（申請書内容）と異なる土量や構造等で完了する場合には手続が必要になるので、必ず事前に相談すること。

※3：完了ではなく廃止する場合は、別途手続が必要なので、必ず事前に相談すること。

11 水質検査などの実施及び結果報告 (18条1項・3項)

- ① 完了検査時に水質検査試料及び地質検査試料を採取。なお、完了検査を受ける際は、必ず事前に事務所と日程調整すること。
- ② 特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）で知事が別に指定する日に水質検査等結果を報告。

※4：特定事業の完了検査は表土を敷きならす前に実施するので、完了検査を受けずに表土を敷きならししないこと。

完了
検査
を受け
るとき

12 関係書類の保存 (26条)

特定事業完了届等を提出した日から5年間、知事に提出した書類の写しを保存。

完了
等
後

一時たい積場からの特定事業許可地への土砂等の搬入について

	おおもとの採取場所での検査		一時たい積場での検査		区分たい積or進入禁止等の措置		他県条例に基づく一時たい積であることの証明	搬入の可否	備考(選択肢)
	計量証明書	発生元証明書	計量証明書	発生元証明書	措置の有無	措置をした旨の証明			
他県条例に基づく一時たい積場からの搬入			○	○			○	×	
	○	○		○	○		○	○	
	○	○	○	○			○	○	

	おおもとの採取場所での検査		一時たい積場での検査		区分たい積or進入禁止等の措置		県内市町条例に基づく一時たい積であることの証明	搬入の可否	備考
	計量証明書	発生元証明書	計量証明書	発生元証明書	措置の有無	措置をした旨の証明			
市町条例に基づく一時たい積場からの搬入	○	○		○	○		○	○	区分たい積等あり
	○	○	○	○			○	○	混合たい積のみ

	おおもとの採取場所での検査		一時たい積場での検査		区分たい積or進入禁止等の措置		他県条例に基づく一時たい積であることの証明	搬入の可否	備考(選択肢)
	計量証明書	発生元証明書	計量証明書	発生元証明書	措置の有無	措置をした旨の証明			
条例に基づかない一時たい積場からの搬入 *土砂条例がない県 *市町条例の規模未満	○	○		○	○			×	
	○	○		○	○	○		○	
	○	○	○	○				○	
	○	○		○				×	
			○	○	○			×	
			○	○				×	

※1「おおもとの採取場所」…一時たい積場(ストックヤード等)に持ち込まれる前の土砂等の採取場所(建設現場等)のこと。

※2「区分たい積」…一時たい積場内において、複数の採取場所から採取された土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること(条例第13条第2項第3号参照)。

※3「進入禁止等の措置」…一時たい積場内に搬入された土砂等を適正に管理するための措置として、当該一時たい積場の出入口に施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置等が図られていること(条例第13条第2項第3号ただし書、規則第6条の2参照)。